第4章　安全・安心・快適なとうほくまち

4-1 消防・防災

現状と課題

近年、わが国の火災発生件数は増加傾向にあるとともに、火災による死者の約７割が高齢者となっており、その対策が求められています。

本町の消防体制は、中部上北広域事業組合による広域的な常備消防と、東北町消防団による非常備消防とで構成され、互いに連携しながら地域消防・防災に努めています。

しかし、社会環境の変化に伴い、火災発生の要因は多岐にわたり複雑化している傾向にあり、これらへの対応が求められているほか、消防団についても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。施設面についても、防火水槽・消火栓等の消防水利の整備充実や消防車両及び屯所の計画的な更新等が必要となっています。

このため、常備消防の充実や消防団の維持・充実に向けた取組、消防施設・装備全般の整備充実を進めるとともに、広域的な連携により、消防力の維持・強化を図っていく必要があります。

また、近年、全国各地で地震や大雨による大規模な自然災害が相次いで発生しており、災害からの安全性の確保が強く求められています。

本町では、これまでの災害から得た教訓を踏まえ、町民の防災意識の啓発や災害時の情報伝達体制の充実、避難支援体制の整備をはじめ、各種の防災・減災対策を進めるとともに、隣接する六ヶ所村に原子力施設が設置されていることを踏まえた安全対策等に努めてきました。

今後も、町民の生命と財産を守るため、地域防災計画等の指針を適宜見直しながら、町及び防災関係機関、町民が一体となって、防災・減災体制のさらなる強化を進めていく必要があります。

主要施策

4-1-1 常備消防の充実

中部上北広域事業組合による常備消防の一層の充実に向け、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を進めるとともに、隣接の消防本部との広域的連携や共同利用の取組を図ります。

4-1-2 消防団の維持・充実

消防団の維持・充実に向け、広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上等を進めます。

4-1-3 消防施設・装備の整備充実

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消火栓の修理・新設や消防屯所・消防車両の更新、消防資機材の整備など、各種消防施設・装備の整備充実を計画的に推進します。

4-1-4 総合的な防災体制の確立

①災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画や国土強靱化地域計画をはじめ、各種防災関連計画・マニュアル・ハザードマップ※50の見直しを適宜行います。

②防災行政用無線やぼうさいメール、「東北町テレビ」等の活用による災害時の情報伝達体制の強化・多重化をはじめ、高齢者や障がい者など避難に支援を要する町民の支援体制の充実、備蓄品の更新、避難路・避難場所の充実及び周知徹底、さらには他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

4-1-5 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

町民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に向け、広報・啓発活動の推進や防火・防災訓練の実施を図るとともに、防災士の養成や自主防災組織の育成及び活動支援に努めます。

4-1-6 治山・治水対策の促進

災害の未然防止に向け、危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

4-1-7 原子力防災対策の推進

県地域防災計画及び町地域防災計画・原子力防災マニュアルに基づき、これまでの原子力関連事故を教訓に、町民の安全確保と環境保全のための適切な原子力防災対策を推進します。

4-1-8 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、平時からの備えや事態発生時の即応体制の維持・充実などに関する取組を推進します。

《成果指標》

指標名	単位	令和6年度（実績）	令和12年度（目標）
消火栓設置基数	基	508	513
消防団員の充足率	%	75.4	83.3
自主防災組織の組織数	組織	2	10

※50 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したもの。

4-2 交通安全・防犯

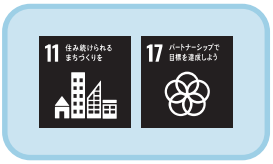

現状と課題

わが国の交通事故発生件数は、過去 10 年間で約半減しているものの、直近数年間は横ばい傾向にあります。また、交通事故による死者のうち、高齢者が半数以上を占めており、その対策が求められています。

本町では、警察や交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会と連携し、子どもや高齢者を対象とした交通安全教育をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の啓発活動等を推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備等に努めています。

このような中、本町における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、今後も、だれもが交通事故を起こさない・交通事故にあわない環境づくりに向け、子どもや高齢者を中心とした交通安全意識の啓発や交通安全施設の点検・更新等を着実に進めていくことが必要です。

また、近年、全国的に子どもや高齢者を巻き込む犯罪が発生し、犯罪からの安全性の確保が重視されています。

本町では、警察や防犯協会、防犯指導隊等と連携し、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めています。

今後、高齢化や核家族化のさらなる進行等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されることから、防犯意識の高揚や防犯体制の強化、被害者への支援に努めるとともに、犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行を起こさない環境づくりに努める必要があります。

さらに、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、リーフレットの配布等による消費者への注意喚起や情報提供等を行ってきたほか、広域的に開設した三沢市消費生活センター及び町の相談窓口において消費者の相談に対応していますが、今後も、町民が被害を受けることのないよう、消費者意識の高揚と相談体制の維持・充実に努める必要があります。

主要施策

4-2-1 交通安全対策の推進

①交通安全関係団体等の組織の充実を促進しながら、これらと連携し、各種行事や広報・啓発活動の充実、保育所・認定こども園・学校・職場・地域社会などあらゆる機会をとらえた交通安全教育の徹底に努めます。

②町道について、区画線やカーブミラー、赤色交通安全灯の設置・修繕など、交通安全施設の整備充実を図るとともに、国道・県道についても、交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していきます。

③交通事故被害者の救済を図るため、広報・啓発活動等を推進し、交通災害共済制度への加入を促進します。

4-2-2 防犯対策の推進

①防犯関係団体等の組織の充実を促進しながら、これらと連携し、防犯にかかわる行事や広報・啓発活動の充実、地域ぐるみの防犯・地域安全活動の促進に努めます。

②防犯環境の向上に向け、ＬＥＤ※51防犯灯等の防犯施設の新設・更新に対する支援を行います。

③警察及び公的機関・団体、民間団体が連携した七戸地区犯罪被害者支援ネットワークの紹介を行うなど、犯罪被害者への支援を行います。

4-2-3 再犯･再非行の防止に向けた取組の推進

安全で安心して暮らせる社会をつくるため、関係機関・団体と連携し、犯罪や非行をした人の立ち直りの支援や共生社会の理解を深める啓発活動を進めます。

4-2-4 消費者対策の推進

消費者トラブルの未然防止と発生後の適切な対応に向け、関係機関との連携や広域的連携のもと、消費生活に関する啓発活動や情報提供を効果的に推進するとともに、三沢市消費生活センター及び町における相談体制の維持・充実を図ります。

《成果指標》

指標名	単位	令和６年度（実績）	令和12年度（目標）
交通事故発生件数	件	20	15
刑法犯認知件数	件	27	20
街頭犯罪認知件数	件	4	2

※51 発光ダイオード。白熱灯に比べ大幅な省エネルギーが可能。

4-3 環境保全・エネルギー

現状と課題

地球温暖化が一層深刻化する中、世界各国で脱炭素化の動きが本格化しており、わが国においても、2050 年までにカーボンニュートラル※52 を実現する目標を掲げています。

本町は、八甲田連峰の裾野に広がる緑豊かなまちであるとともに、東部一帯には、貴重な動植物や魚類が生息する小川原湖が広がり、うるおい豊かな水辺空間にも恵まれ、美しく雄大な自然環境・景観を誇ります。

本町ではこれまで、こうした自然環境・景観の保全はもとより、町民の環境美化運動の促進、公害等環境問題や航空機騒音の防止対策の推進など、環境保全に向けた各種の施策を推進してきました。

また、地球温暖化対策として、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和元年度策定、令和７年度改訂）に基づき、町の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減に努めてきたほか、令和７年度には、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、町（区域）全体における温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

さらに、令和５年度から、小川原湖の水質改善を主目的に、小川原湖を次世代に引き継いでいくための幅広い取組を町一体となって行う「小川原湖プロジェクト」を進めています。

今後は、こうした取組をさらに発展させながら、身近な自然環境・景観から地球環境までを視野に入れた環境・エネルギー施策を積極的に推進し、だれもが住みたくなる美しいまちづくり、脱炭素社会の実現を目指していく必要があります。

主要施策

4-3-1 地球温暖化対策の推進

①行政が率先して温室効果ガスの排出削減を行うため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等に基づき、職員の省エネ行動の徹底や公共施設の更新時等の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置、照明のＬＥＤ化、公用車への低公害車の導入等を進めます。

②町（区域）全体での温室効果ガスの排出削減に向け、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、町民・事業者の省エネ行動の促進や一般住宅における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置支援をはじめ、町全体で取組を促進します。

※52 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

4-3-2 公害等環境問題への対応と環境美化の推進

①事業所における騒音・悪臭・振動や一般家庭等における野焼き等の環境問題について、関係機関と連携し、適切な調査や指導等を行い、未然防止に努めます。
②航空自衛隊等の航空機より生じる騒音等に対し、関係機関と連携し、防音対策を進めます。
③六ヶ所村の原子燃料サイクル施設について、隣接自治体として、町民や職員の知識を深める取組を行うとともに、環境管理体制の強化を強く要請していきます。
④美しく快適な居住環境づくりに向け、地域住民によるごみ拾い・清掃などの環境美化活動を促進します。

4-3-3 「小川原湖プロジェクト」の推進

小川原湖の水質改善等を進め、よりよい状態で次世代に引き継いでいくため、町民や関係機関・団体等と協働し、湖内環境の改善や清掃、生活・産業排水対策、販路開拓・ＰＲ、資源管理・回復、学習・啓発、調査・研究をテーマとした幅広い取組を進めます。

4-3-4 環境保全に関する啓発・教育の推進

町民の環境保全意識の高揚と実践活動の促進に向け、「デコ活※53」に関する広報・啓発活動を推進するほか、学校教育や社会教育などを通じ、環境教育・学習を推進します。

《成果指標》

指標名	単位	令和６年度（実績）	令和12年度（目標）
庁舎における温室効果ガス排出量	t	(R5)3,731	現状より減少
東北町の温室効果ガス排出量(正味排出量)	t	(R4)98,654	78,452

※53 CO2 を減らす脱炭素化（デカーボナイゼーション）と環境によいこと（エコ）を組み合わせた言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のこと。

4-4 一般廃棄物処理

現状と課題

廃棄物の発生をできるだけ抑制し、資源となるものは循環的に利用することで、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本町のごみ処理は、中部上北広域事業組合の清掃センターや最終処分場で焼却･埋立処理等を行っています。

本町ではこれまで、広報・啓発活動の推進等を通じてごみの分別排出や減量化を促すとともに、リサイクル推進団体の活動支援や「オフィス町内会※54」の加入促進等を通じてリサイクル等の促進に努めてきました。また、関係機関と連携し、不法投棄対策も進めてきました。

このような中、ごみの排出量は減少してきていますが、可燃物と不燃物の混入等の状況もみられ、ごみ分別の一層の徹底やさらなる減量化・リサイクルの促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっています。

このため、ごみの排出動向等を踏まえながら、ごみの受入及び処理体制の充実を進めるとともに、町民の意識の高揚を図りながら、ごみの減量化や３Ｒ※55の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

また、し尿処理についても、中部上北広域事業組合の衛生センターで処理等を行っており、今後も処理対象物の適正な受入及び処理等に努める必要があります。

一方、近年、世界的に食品ロス※56が大きな社会問題となっており、わが国においても、国民一人あたり毎日おにぎり約１個分の食べ物が捨てられている状況にあります。

このため、本町においても、国や県の動向を踏まえつつ、食品ロスの削減に向けた取組を進めていく必要があります。

主要施策

4-4-1 ごみ処理体制の充実

広域的連携のもと、ごみの排出動向等に応じた分別収集体制の充実、ごみ分別に関する広報・啓発活動の推進、カレンダーやアプリの利用促進等を通じた分別排出の徹底や生ごみの水切り等の促進に努めるとともに、清掃センターの適正な管理・運営や最終処分場の整備など、ごみ処理・リサイクル体制の充実に努めます。

※54 オフィスや事業所から排出される古紙のリサイクルを促進するため、複数の事業所が協力して共通の回収便を事業所間に運行し、無料で効率的に古紙回収を行う取組。
※55 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）。
※56 まだ食べられるのに捨てられる食品。

4-4-2 ３Ｒの促進

広報･啓発活動の推進やリサイクル推進団体の活動支援、「オフィス町内会」の加入促進、リユース・リサイクル品回収事業の実施、小型家電リサイクルボックスの周知など、積極的な取組を行い、町民や事業者の自主的な３Ｒを促進します。

4-4-3 ごみの不法投棄の防止

町内パトロールの定期的実施や不法投棄防止看板の設置を行うとともに、県の廃棄物不法投棄監視員、町の環境美化推進員等と連携し、監視・指導体制の強化を図ります。

4-4-4 し尿処理体制の充実

広域的連携のもと、衛生センターの適正な管理・運営など、し尿処理体制の充実に努めます。

4-4-5 食品ロス対策の推進

県の取組と連動し、広報・啓発活動や情報提供の推進、「3010 運動※57」の展開、「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定制度※58」の周知と活用促進など、食品ロス対策を推進します。

《 成 果 指 標 》

指　標　名	単 位	令和６年度（実績）	令和 12 年度（目標）
ごみ総排出量	t	4,703	4,550
「オフィス町内会」加入事業所数（累計）	事業所	6	10

※57 会食・宴会等の乾杯後の 30 分とお開きの 10 分は自分の席に座り、おいしく料理を食べることで、食品ロスの削減を図るための運動。
※58 食品ロス削減に積極的に取り組む事業者を「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」として認定し、認定証及び認定ステッカーの交付、県のホームページなどを通じた県民へのＰＲを行う制度。

4-5 上下水道

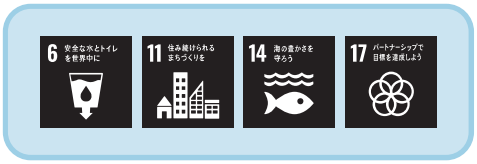

現状と課題

水道は、人々の生活に必要不可欠なライフラインですが、全国的に給水人口の減少により料金収入が減少する一方、老朽化した施設の更新等にかかる経費が増大しており、将来にわたって持続可能な水道事業を進めていくことが大きな課題となっています。

本町の水道事業は、平成 29 年度に、上北地区の上水道事業へ東北地区の簡易水道事業を統合し、現在の上水道事業となっています。

本町では、これまで、水道施設の整備など給水体制の充実を図り、安全で良質な水の安定供給に努めてきましたが、本町においても、人口減少による給水人口の減少、これに伴う料金収入の減少といった状況がみられ、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況下においても、水道事業は安全・安心な飲用水の安定供給が責務であることに変わりはなく、将来的にも健全経営を継続するためには、今後、適正な料金設定の検討、水道施設の統廃合及び縮小を計画のうえ、老朽施設の更新を進め、持続可能な水道事業の実現を目指していく必要があります。

一方、下水道は、美しく快適な生活環境づくりに欠かせない重要な施設であり、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により町全域の下水・生活排水処理施設の整備を進めています。

公共下水道事業と農業集落排水事業については、施設整備はほぼ完了しており、今後は、公共下水道施設の早期整備完了、整備された公共下水道施設・農業集落排水施設の適正管理・長寿命化、未接続世帯の接続の促進が必要となっています。

合併処理浄化槽については、補助を行い、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換や合併処理浄化槽の新設を促進していますが、今後とも、その必要性に関する啓発活動等を行いながら、普及を促進していく必要があります。

主要施策

4-5-1 水道施設の整備

持続可能な水道の実現に向け、施設の老朽化や災害時へ対応、水質管理の強化、ダウンサイジング※59 による事業の効率化を総合的に勘案しながら、浄水施設の統合をはじめ、水道施設の整備を計画的に進めます。

※59 コストの削減や事業の効率化を目的に、規模（サイズ）を小さくすること。

4-5-2 水質管理の推進と節水の促進

①良質な水道水の供給に向け、水質検査計画に基づく定期的な検査の実施・公表、水源地周辺の環境保全に努めます。

②広報・啓発活動等を通じて町民の節水意識の高揚及び水道事業に対する理解と協力を促し、限りある水資源の有効活用に努めます。

4-5-3 下水道施設の整備・管理と接続の促進

①公共下水道施設について、残された区域の整備を効率的に推進し、早期完了に努めます。

②公共下水道施設・農業集落排水施設について、ストックマネジメント※60計画に基づき、整備された施設の適正な維持管理・長寿命化を計画的・効率的に進めるとともに、広報・啓発活動等を行い、未接続世帯の接続を促進します。

4-5-4 合併処理浄化槽の設置促進

今後も補助制度を継続し、広報・啓発活動や情報提供等を行いながら、合併処理浄化槽の設置を促進します。

4-5-5 上下水道経営の効率化

持続可能な上下水道経営の推進に向け、施設の管理・運営体制の見直しや経費の節減、利用料金の適正化など、経営の効率化に向けた取組を進めます。

《成果指標》

指標名	単位	令和6年度（実績）	令和12年度（目標）
水道管路更新率	%	0.2	0.3
水道水有収率	%	58.7	63.7
汚水衛生処理率	%	80.0	86.0

※60 持続可能な公共インフラの実現を目的に、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

4-6 公園・緑化

現状と課題

公園は、人々のいこい・ふれあいの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもの遊び場、ときには災害時の避難場所となる重要な施設ですが、全国的に遊具等の老朽化が進み、安全対策の強化が求められています。

本町は、広大な緑の大地と小川原湖に代表される、緑と水の豊かな自然を誇るまちであり、自然の緑や水に親しめる場が数多くあるほか、観光施設としての小川原湖公園やわかさぎ公園などの特色ある公園や、スポーツ施設としての南・北総合運動公園などが整備されています。

しかし、町民の生活に身近ないこい・ふれあいの場、子どもの遊び場としての公園については、数箇所あるものの、整備状況は十分とはいえず、これらへの対応が求められています。

また、既存の公園については、経年劣化等に応じた施設・設備の修繕を毎年実施していますが、全国的に老朽化した遊具等の利用による事故が発生する中、維持管理の充実が求められています。

このため、既存公園施設・設備の整備充実に努めるとともに、市街地や集落内における身近な公園や、親子で一日遊べる特色ある公園等の整備について検討していく必要があります。

また、花と緑あふれる快適でうるおいのある環境づくりに向け、町民との協働のもと、緑化、花づくりを進めていく必要があります。

主要施策

4-6-1 公園の整備・管理

①安全性の確保と利用しやすい環境づくりに向け、老朽化の状況等に応じ、既存公園施設・設備の点検・修繕等を計画的に推進するとともに、地域住民との協働による公園の維持管理を進めます。

②子育て支援施策等と連動し、町内外の子育て世帯が集まって一日遊ぶことができる公園等の整備について検討していきます。

4-6-2 緑化の推進

公共施設において、植樹や花の植栽を計画的に推進するとともに、町民の自主的な緑化運動、花いっぱい運動を促進し、町ぐるみの緑化運動を展開します。

《成果指標》

指　標　名	単 位	令和６年度（実績）	令和 12 年度（目標）
公園の安全点検実施率	%	100.0	100.0
公園の維持管理率	%	100.0	100.0